

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：平成30年7月20日（金） 8：23～8：35

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍 晋三 内閣総理大臣
野田 聖子 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）
上川 陽子 国務大臣（法務大臣）
河野 太郎 国務大臣（外務大臣）
林 芳正 国務大臣（文部科学大臣）
加藤 勝信 国務大臣（厚生労働大臣，内閣府特命担当大臣）
齋藤 健 国務大臣（農林水産大臣）
世耕 弘成 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）
石井 啓一 国務大臣（国土交通大臣）
中川 雅治 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）
小野寺 五典 国務大臣（防衛大臣）
菅 義偉 国務大臣（内閣官房長官）
吉野 正芳 国務大臣（復興大臣）
小此木 八郎 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）
福井 照 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
松山 政司 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
茂木 敏充 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
梶山 弘志 国務大臣（内閣府特命担当大臣）
鈴木 俊一 国務大臣

欠席者：麻生 太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村 康稔 内閣官房副長官
野上 浩太郎 内閣官房副長官
杉田 和博 内閣官房副長官
横 畠 裕介 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件	1件
○公布（法律）	5件
○政令	6件
○人事	4件
○報告	1件
○配布	2件

いずれも，案件表のとおり，決定，了解等となった。

議事内容：

○菅国務大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、西村副長官から御説明申し上げます。

○西村内閣官房副長官：法律の公布について、御決定をお願いいたします。「医療法及び医師法の一部改正法」外4件が、18日の衆議院及び参議院本会議において、可決成立したものであります。

次に、政令6件について、御決定をお願いいたします。まず、「公職選挙法施行令の一部を改正する政令」は、同法の一部改正法の施行に伴い、都道府県議会等の議員選挙について、選挙運動用ビラの頒布方法等を定めるものであります。

次に、「電波法及び電気通信事業法の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法のうち、船舶自動識別装置による無線通信の衛星通信への拡大等に係る規定の施行期日を本年8月1日と定めるものであり、「同改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備政令」は、同改正法の一部の施行に伴い、関係政令の規定の整備を行うものであります。

次に、「地方自治法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令」は、医療法及び医師法の一部改正法の一部の施行に伴い、医療事務に係る大都市に関する特例について所要の規定の整備等の措置を講ずるものであります。

次に、「雇用保険法等の一部改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令」は、同改正法による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、労働者災害補償保険の障害補償年金等の額の算定の方法等を勘案し、本年8月以降の給付額を改定するものであります。

次に、「経済産業省組織令の一部を改正する政令」は、同省の所掌事務の的確な遂行を図るため、大臣官房に政策立案総括審議官を置く等の措置を講ずるものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。まず、梶山内閣府特命担当大臣が、フランス国及び英国政府要人との会談等のため、23日から27日まで、海外出張されますので、御了解をお願いいたします。

次に、元内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局地方創生総括官山崎史郎外7名を特命全権大使等に任命し、ホンジュラス国駐劔大使松井正人を願いに依り免ずることについて、御決定をお願いいたします。おって、任命の上は、リトアニア国駐劔等を命じようとするものであります。

次に、外務省大臣官房参事官田村政美外1名に、日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表等を命免することについて、御決定をお願いいたします。

次に、岡井元外207名の叙位又は叙勲について、御決定をお願いいたします。

次に、「平成30年度第1・四半期に締結された無償資金協力に係る取極」について、御報告があります。本件は、本年4月から6月までの3か月間に締結された、35か国、2機関の計42件、総額約429億円の取極について、取りまとめたものであります。

次に、配布資料といたしまして、「消費者物価指数」があります。本件につきまし

ては、後程、総務大臣から御発言があります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「無償資金協力に係る取極の締結」について、御決定をお願いいたします。本件は、我が国と相手国政府との間で実質的な合意をみた無償資金協力を取りまとめたもので、15か国、3機関に対する計24件、総額約179億円の贈与等を行うものであります。個々の案件につきましては、相手国政府との書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、締結状況は適宜取りまとめ、別途、閣議に御報告することといたします。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○野田国務大臣：本日、消費者物価指数を公表いたしました。その主なポイントは、次のとおりです。6月の全国の消費者物価指数は、1年前に比べ0.7%の上昇となりました。生鮮食品を除く指数は、1年前に比べ0.8%の上昇と、18か月連続の上昇となりました。生鮮食品とエネルギーを除いた指数は、1年前に比べ0.2%の上昇と、12か月連続の上昇となりました。これは、主にガソリンや電気代などの「エネルギー」が上昇したことによるものです。また、「生鮮食品を除く食料」など多くの品目も上昇となりました。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：梶山大臣は海外出張いたしますが、その出張不在中、福井大臣に地方創生及び規制改革担当大臣の事務代理を命じます。また、麻生副総理が海外出張いたしておりますが、その出張不在中、野田大臣を財務大臣の臨時代理及び金融担当大臣の事務代理に、それぞれ指定又は命じておりますので、御了知願います。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。

御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣議案件

〔平成30年
7月20日〕（金）

◎公布（法律）

資料なし

☆

- 1. 医療法及び医師法の一部を改正する法律（決定）
- 1. 公職選挙法の一部を改正する法律（決定）
- 1. 健康増進法の一部を改正する法律（決定）
- 1. 北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律（決定）
- 1. 北方地域旧漁業権者等に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律（決定）

◎政令

資料あり

- 公職選挙法施行令の一部を改正する政令（決定）
（総務省）
- 〃 ○ 電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（同上）
- 〃 ○ 電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）
（総務・財務省）
- 〃 ○ 地方自治法施行令及び医道審議会令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働省）
- 〃 ○ 雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の一部を改正する政令（決定）
（厚生労働・財務省）
- 〃 ○ 経済産業省組織令の一部を改正する政令（決定）
（経済産業省）

◎人事

資料なし

- ☆ 内閣府特命担当大臣梶山弘志の海外出張について
（了解）

- 資料あり
資料あり
- 山崎史郎外7名を特命全権大使等に任命し，特命全権大使松井正人を願に依り免ずることについて（決定）
 - 〃 ☆外務省大臣官房参事官兼アジア大洋州局田村政美外1名に日韓大陸棚共同委員会委員たる日本政府代表等を命免することについて（決定）
 - 〃 ☆元郵政技官岡井 元外207名の叙位又は叙勲について（決定）

◎報 告

- 資料あり
資料あり
- ☆平成30年度第1・四半期に締結された無償資金協力に係る取極について（外務省）

◎配 布

- ☆消費者物価指数（総務省）
- ☆月例経済報告（内閣府本府）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔平成30年〕
〔7月20日〕 (金)

◎一般案件

資料あり ○無償資金協力に係る取極の締結（平成30年度第3次取りまとめ分）等について（決定）(外務省)

[○署名あり ☆署名なし]